

第35回議会運営委員会

と き 平成29年4月11日（火）

午後1時30分

ところ 第1委員会室

付議事項

1 議員研修会について

2 市議会モニターについて

平成29年度 山陽小野田市議会議員研修会（案）
議会改革実践講座

- 日時 平成29年4月21日（金）午前10時から午後3時まで
- 場所 議場及び第2委員会室
- 講師 中村健氏（早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長）
- 演題 山陽小野田市議会は市民から何を期待されているのか？
～議会報告会はなんのため？～
- 内容
 - 1 開会挨拶（議長）
 - 2 講演、質疑応答
(昼休憩)
 - 3 グループワーク
- 対象 議員及び事務局職員
- 傍聴 希望者（午前中のみ可）
- 広報 ホームページとフェイスブックページにてお知らせ
- 報道対応 記者発表を行う

市議会モニターの実施について（案）

1 公募について

(1) 募集方法

議会だより（5月15日号）、広報さんようおのだ（6月1日号）、ホームページ、フェイスブック

(2) 募集期間

平成29年5月15日から平成29年6月14日まで

(3) 応募内容

応募理由を記入した申込書を議会事務局に提出する。

(4) 選考について

議会運営委員会で行う。年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように選考する。

2 職務について

(1) 内容

主には本会議、委員会等の議会活動を傍聴し、運営に関する意見等を提出する。

(2) 意見提出の方法

メール、FAX、郵便等で様式は特に問わない。

(3) モニター会議

2回程度開催する（辞令交付、謝礼受渡しも含めて）

3 提出された意見の処理

(1) 担当委員会

モニターから意見が寄せられたら、随時議会運営委員会で検討する。

(2) 公表

提出者に結果を通知するとともに、ホームページ等で検討状況を公表する。

4 報酬について

(1) 内容

無報酬。ただし、任期終了時に3,000円程度の記念品を進呈する。

山陽小野田市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施する市議会の運営に関する調査に回答すること。
- (4) モニター会議に出席すること。
- (5) その他議長が必要と認めること。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、10人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員できる。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若

しくは通学するもの

- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(公募及び選考)

第6条 市議会モニターは公募とする。

- 2 市議会モニターの選考は、議会運営委員会において行うものとする。この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

- 2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見等)

第8条 市議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は議会運営委員会に送付するものとする。

- 2 前項の規定により意見等の送付を受けた議会運営委員会は、当該意見等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見等が他の委員会の所管に関するものであるときは、議会運営委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

- 3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を進呈するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

山陽小野田市議会モニター募集要項

1 設置目的

市議会の活動及び運営に関し、市民等から意見等を聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置

2 主な役割

- (1) 本会議、委員会の傍聴
- (2) 議会報告会への参加
- (3) 市議会の議会だより、ホームページ、フェイスブックページの閲覧
- (4) (1)～(3)に関する意見、感想等の提出
- (5) モニター会議への出席

3 募集対象

市議会に関心があり、次の要件を全て満たす人

- (1) 満18歳以上の人（平成29年4月1日時点）
- (2) 市内在住又は市内に勤務、通学をしている人
- (3) 国又は地方公共団体の議会の議員でない人
- (4) 国又は地方公共団体の職員でない人

4 募集人数

10人以内（応募者多数の場合は、年齢、性別、居住地等を参考に選考）

5 任期

委嘱の日から平成30年3月31日まで

6 募集方法

議会だより、議会ホームページによる公募

7 募集期間

平成29年5月15日から平成29年6月14日まで

8 応募方法

申込書を直接、郵送、ファックス又は電子メールにより議会事務局に提出

9 謝礼

記念品（3,000円程度）を進呈

山陽小野田市議会「市議会モニター」申込書

平成 年 月 日提出

ふりがな			年齢	歳	性別	男・女
氏名						
住所	[(市外の方は勤務地又は通学地)]					
職業						
連絡先	電話					
	FAX					
	PCアドレス					
	※ PCアドレス等ない場合は記入しなくて結構です。					
申込み理由						